

第十三回 参議院内閣委員会 議録第十七号

昭和二十七年四月二十二日(火曜日)午
前十一時五分開会

委員の異動

四月十七日委員和田博雄君辞任につ
き、その補欠として成瀬隆治君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
委員 石原幹市郎君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
成瀬 隆治君
上條 愛一君
三好 始君

國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

政府委員

外務事務官(外務大臣官房審議室勤務) 三宅喜二郎君

文部省大臣官房総務課長 相良 惟一君

海上保安庁長官 柳沢 米吉君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 小沢 武夫君

説明員

外務事務官(外務省国際協力局勤務) 小沢 武夫君

本日の会議に付した事件

○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○三好始君 私病気で休んでおりましたので、或いはその間に質問が出たかと思ひますが、特に今回の海上保安庁法の一部改正法律案につきましては、一点だけ確めておきたいのであります。それはほぼ同様の立場にあると考えられる警察予備隊に關して、先日本橋國務大臣にお尋ねしたのと同しような趣旨の質問であります。警察予備隊に關しては国内治安の維持を主たる目的とするけれども、外敵の侵入があつた場合にこれに抵抗することが予定されておるかどうかという意味の私の質問に對して、そういう場合も広い意味の国内治安の問題としてこれに當るのは當然であるというような意味の答弁がありました。海上保安庁に關してこれと同じようなことが考へられておるかどうか、その点を考へておきたいのであります。

○政府委員(柳沢米吉君) 海上保安庁といふことは、外敵の侵入といふような場合が起りましたとき、これに對して海上保安庁法に定められた範囲内におきまして治安の維持といふ意味においては作用すると思ひます。併し我々の任務といふしては、外敵といふものは、人命及び財産の保護といふことを主体として考へておるわけでありまして、それと海上の治安の確保といふことを考へております。従ひましてその法に定められた範囲外に出ることはないと考へております。

○三好始君 只今の御答弁は、私のお尋ねに對して率直に明確にお答えになつておられると思ひます。率直に言葉でお答へ頂きたいと思ひます。が、万一外敵の侵入があつた場合に、法に定めてある範囲内で行動するといふことは、外敵に對して抵抗するといふことなのかどうかといふことは、つきりした表現でお答へ頂きたいのであります。

○政府委員(柳沢米吉君) 外敵といふものがどういふ恰好で出て参りますかわかりませんが、例へば現在におきまして、我々のほうの任務といひておきますのは、例へば漁船拿捕といふようなものを保護に参りますとか、漁船その他が危険に瀕してゐる、こういう場合に我々としてはそれを保護しなければならぬ。こういう場合に相手方が相当な不法なことをやつたというやうな場合には、これに對して正当防衛的の考へ方を以て當るといふやうなことを考へております。外敵といふ意味が相當大きな範囲になつて参りますといふやうな場合に對しましては、それを防護するかどうかといふやうな点になりまして、この点につきましては、我々としては先ほど申しました通り、

例へば人命、財産に相當影響を及ぼすといふやうなことになるれば、これはその任務を遂行する上においては排除しなければならぬ。積極的にこれをどうするといふやうなことは考へておらないのであります。

○三好始君 大体御趣旨はわかつたのであります。が、外敵といふ抽象的な表現を使つたために或いはお答えしにくかつた点もあるかと思ひます。で、はつきりした表現を別な言葉で申しますと、一般的の意味の戦争発生の場合、或いは國際法的な用語で申しますと、國際紛争解決のための強制的な實力を行使されるという場合に、これを排除するために行動するかどうか、こういう趣旨で私はお尋ねしたわけなのであります。

○政府委員(柳沢米吉君) そこまでは考へておらないのであります。先ほど申し上げました通り、我々といひましたのは、人命の保護及び財産の保護といふ点を以てお尋ねするから、従ひまして、力によつて云々といふやうなところには参らない。又それだけの實際の力を持つておらないといふやうに考へております。併し我々といひましたのは、その人命及び財産に相當危害のある場合にはこれを極力保護するといふことは考へなければならぬといふやうに思つております。

○三好始君 今のお尋ねで多少混乱が感じられるのであります。が、人命、財産に危害を加えられる虞れがあるときには、これに對して適切な行動をとると

いふ一方において、國際紛争解決のための強制的な壓力を加えられるとか、或いは俗な言葉で言へば、戦争をしかけられたやうな場合に、何らこれに對しては抵抗する力を持つておらないから、あたかも無抵抗主義をとるかのやうな意味にも受取れるやうな表現なのであります。が、後の場合どういふ意味なんですか。

○政府委員(柳沢米吉君) 例へば先ほど申し上げました通り、海上において船舶その他が不法な行為を受けるというやうな場合は、これは我々としてはそれを保護するといふことはやらなくちやならないと思ひます。併し外敵が来たといふやうなときに、未だそれに、人命及び財産に何ら危害を與えないといふやうな場合は、これを力を以て排除するといふやうな力があるかどうか、といふやうな問題について、そんな力はないのじやないかと思ひます。従ひまして我々といひましたのは、どこまでも保安庁法に定められた精神の範囲内において行動するといふ以外に出られないといふやうに考へております。

○三好始君 くだいようであります。が、もう少しはつきりしておく必要があると思ひますので、もう一度お尋ねしたいのであります。が、仮に外國軍隊が日本に侵入して来るというやうな場合を仮定した場合に、これが直接的に人命財産に被害を及ぼさない、こういう場合には、これは實際問題として、外敵が侵入しながら人命、財産

に支障がないという想像は或いはあり得ないかも知れませんが、仮に人命財産に直接的被害が現実に起つておられないという場合には、当然に海上保安庁としてはこれに對して適切な行動に出る、こういうふうな了解してよろしいですか。

○政府委員(棚沢米吉君) 一面そういう場合が起きましたときに、治安その他に相当の影響ありと認めれば、その保安庁法の許された範囲内であると思ふのでありますが、私が先ほど申し上げました場合には相當の、……我々のほうは海を主体としておりますので、海上におきまして相當の力が何か来そうだとするような場合におきまして、これを直ちに排除するといふような行動は、人命財産に影響しない場合に、而も治安にもその影響がないといふような場合にはこれを排除することはできないのじやないかと思ひますが、併しながら治安及び人命財産に相當影響する、或いは直接にそういうことが起るといふときには、これは保安庁法の定められた範囲内において我々は行動しなければならぬ、かように考えております。

○三好始君 先ほど来の御答弁では、人命及び財産といふことを専ら問題にされておつたようであります、只今の御答弁では更に治安という言葉が加つて参りました。治安といふことになりますと、國際法上の原則に反して日本領海に外國軍隊が侵入して来るといふことは、最も重大な國內治安に對する防害でありますから、治安といふことを問題にする限り當然に行動に移らなければいけないという結論にもな

つて来るかと思ひます。そうすると、外國軍隊が日本の領海に侵入し、且つ上陸を企てるような場合には、當然に海上保安庁としてはこれに對して適切な行動に出る、こういうふうな了解してよろしいですか。

○政府委員(棚沢米吉君) そういう御説のような場合が若し起きたといたしますれば、これはそういうことは直ちに力を以て云々といふことではなく、他の方法によりまして、相當に國際的解決、或いは外交交渉、その他によつて相當に解決の途があるのではないかと、我々といひましたは、そういう重大な場合はむしろそういう方法を以て無事に解決すべきであるといふふうに考へておるわけですが、併しながらそれがなお進んで治安その他人命財産等に影響のある場合には、この法律に定められた範囲内において行つたことを持つておるわけでありませう。

○三好始君 外國軍隊が日本の領海に侵入し、或いは上陸を企てるような場合に、これに對して外交交渉、その他國際的な交渉を通じて云々といふようなお答えがありました、領海内に侵入すると上陸を企てるということが予告の問題として起つて来たのであれば、そういう解決方法が考え得ると思ふのでありますが、現実の問題としてそういう事に出られた場合には、外交交渉の余地も何も實際問題としてはあり得ないと思ふのです。ですから現実の問題として外國軍隊が侵入して来る場合には、これに對抗するための措置をとることをお考えになつておる、こういうふうな私に常識的に考えざるを得ないのでありますが、そういうふうな考へて差支えありませんか。

○政府委員(棚沢米吉君) 我々はどこまでもこの法にきめられました治安及び人命及び財産の保護といふことが目的でございますので、外國の軍隊その他の侵入といふような特別の場合に對処することにつきましては、現在考へておらないのであります。併しながらそれが又人命財産に影響を及ぼすといふようなことになりまして、この法で定めて頂きました範囲内に入つて参りますれば、その範囲内において行つたこととさせていただきます。

○三好始君 大体御答弁の趣旨はわかりましたから、これ以上お尋ねすることはないと思いますが、警察予備隊と海上保安庁の場合に、兩者の間に本質的な相違があるとは考へられませんか、予備隊に關しての答弁は明らかに國內治安の問題として適切な行動に出ることがすでにし、本會議でも委員会で答弁されておるのでありますが、海上保安庁の只今の御答弁と間に多少の説明の仕方の相違といひますか、そういうものが感じられますが、立入つて考へてみますと、説明に多少の相違があつても、本質的にはそう違ひがないような感じを持つたわけでありませう。繰返してお尋ねしても同じような結果になるだらうと思ひます。大体のことばかりでしたから、これだけにとどめたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) 速記を始め……諸君にお話申します。大体本案に對する質疑は終了いたしましたものと認めてよろしくございませうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) じやさように認めまして、それではこれから討論に入ります。御意見のあるおかたの御発言をお願いいたします。

○橋見義男君 議題になつております海上保安庁法の一部を改正する法律案につきましては、この問題は内容は主として海上警備隊の増員に關連した問題であります、この問題につきましては、先般昭和二十七年年度予算案が審議されるときに、警察予備隊關係の増員と併せて予算案における最も重要な問題として論議されたところであります、私は、私は緑風会を代表いたしました立場からいたしまして、その施行に伴うものとしてこの海上保安庁法の一部を改正する法律案に賛成いたしたいと思ひます。ただ、この法案の原案に施行期日の關係で修正をする必要がある、その点修正意見を附しまして賛成したいと思ひますが、その点は原案の附則の第一項であります。附則の第一項には、「この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。」といふふうになつておりますが、すでにその期日も過ぎておりますので、以下申述べますような修正案を提案いたしたいと思ひます。即ち、海上保安庁法の一部を改正する法律案に對する修正案といたしまして、

海上保安庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四條、第六條の二、第七條、第八條、第九條及び第三十二條の規定中航空機に關する事項にかか

わるものは、日本國との平和條約の最初の効力發生の日から適用するものとする。
以上であります。

○三好始君 私は本案に反對の意思を明らかにいたしたいと思つたのであります。それは海上保安庁法の一部改正法律案の具體的問題についてではありませぬ。嚴密に申しまして、警察予備隊も同様であります、この法律の内容が憲法に反するものであると断定せざるを得ないからであります。憲法第九條は第二項において「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」といふことを規定し、前文においてもこれと同じ立場に立つての文字を相當に費しておるわけでありませう、現内閣がついてゐる憲法解釈の態度は相當誤まりが見受けられると思つたのであります。この海上保安庁に關してもそうした政府の誤まつた憲法解釈の例外をなすものではありませぬ。憲法が問題にしておるのは、決して主たる任務が國內治安の維持にあるか、或いは外敵の防衛にあるか、こういうことではありませぬ。海外に出動するかしやないか、こういうことでもありませぬ。外國軍隊の侵入に際し、或いは國際紛争の強制的處理の際に、國家として一切の組織化された抵抗力を持たない、又抵抗しないといふことが、いかに悪いは別として、現行憲法の明白々々たる内容であると考えられるのであります。私は、こうした現行憲法の精神なり、はつきりした法律論の歸結として海上保安庁乃至改正法律案に對して、少くとも現段階においてこれを支持することは、憲法を守るといふ立場から言つて賛成できない

○上條愛一君 私も本案に反対をする
ものであります。

その第一の理由は、今度の海上保安庁の機隊六千人の増員は海上保安庁の機構の拡充であるとされております。

従来の警備救難部の任務と同様だと考えられます。ただ警備救難部は常時にパトロールして、人命財産の保護、海

上における保安又は治安の任務を果し、それに対しまして新設の海上警備隊は、緊急の必要がある場合に、即ち有

事の際に出動するという違いがあると
考えられるのであります。政府は、警
備隊は先般の十勝沖の震災の際のごと

き、又海難等の際に有用であるといふことを力説せられておるのであります。併し実際には海難を初めとして密

貿易、密入国、海賊行為等に対処するには、警備救難部のごとく平時パトロールいたしまして、これを行なう組織

を拡充することが一番緊要であるといふふうに私は考えるのであります。例えば海難にしても、又は密貿易、密入

二百五十トン級の五十隻の船を、横須賀その他の旧軍港に集中して、平素は

旧海兵団と同様に訓練のみを実行させたい。そうして一朝有事の際にのみこれを出動させるというこの警備隊は職

力化の第一歩であつて、只今三好委員の言われたごとく、憲法第九條に違反するものであると考えられますので、これ

に反対せざるを得ないのであります。

第二は、近來政府においては陸上の警察予備隊と海上警備隊とを含めて新

たに保安庁を新設しようとする意図が具体化しておると伝えられておるのでありますので、この案もこの政府の

保安庁の機構の具体化を待つて検討を加えるが妥当ではないかと、こう考えられるのであります。

これに関連いたしまして第三には、政府の海上警備隊を早く承認してもらいたい、言換えるならばこの案を早く承

認してもらいたいという意図の一つは、現在アメリカから借入れるところの船がすでに入手するという状態にあるの

しき募集を行なつて、十分にその性格、組織等が国民全体に周知徹底せしめた

後において募集するというのが妥当な策ではないかと考えられるのであります。

以上の点からいたしましてこの案に
対しまして私は反対の意を表するもの
であります。

○鈴木直人君 私は自由党を代表いたしました。楠見委員から提案されました修正案並びに修正案を除く原案に賛

成いたします。

○成瀬幡治君 私は海上保安庁法の一部を改正する法律案に対して反対をい

理由は、三好委員或いは上條委員から續々述べられた通り、法の一部改正
たします。

とは謳つておりますけれども、やはりこれは私は根本的に憲法九條に違反するところの再軍備への第一歩を意味する

るものであつて、見出しと申しますか、表は一部改正とはなつておりますけれども、私たちはこれは根本的な改

対しましても監査をどうするかという
ような点を見ますと、自分で使つた金

を自分で検査をするというより、なにか
 においてもなにか数百億の国費を使つて
 おられる、それにおいて何らそういう

ものに對して手を打つておられないという点は私たちとしては非常に遺憾なことであつて、もう少し國費を使うと

するならば、この監査の問題をどうするかという点についても意見もあり、或いは法としても不備ではない

かというふうに考えるのでござい
ます。それから第二十五條の八の第四号
などによりますと、日本国の憲法、或

いは政府を破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入したものの云々ということが出ており

ますが、こうしたものを政府は認める前提の上においてこれに加入した者は採用しない、認める前提に立つておる

ということは私はそう解釈ができるわけでございますが、こゝいうようなものを非常に不自然と申しますか、書か

しもあらずでございますが、こういう
よるな居住の制限というようなものが

憲法の上に照らしてどういふものであるか、大変いかがわしいものであると考へておるのであります。或いは又法

の二十五條の二十には証人或いは鑑定人等となり、そうして職務上の秘密に屬する事項を発表する場合には海上保

安庁長官の許可を得なければならぬ、この「等」ということが非常に問題になると思うのでございます。と申し

ますことは、これにははつきりと二十五條の三十五の規定によりまして罰則まで付いておるのでございます。」「一

年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処す」というようなことになつておるのですが、仮に「等」というのが若し括

大解釈されるとするならば、例えば退職した人たちが講師になられて口述するとか、或いはこの委員会に証人とさ

れて証言を求められたような場合にこの「等」というような字句を拡大解釈されるとすれば、こうしたことについて

何ら触れさせないようにする。若し触れるとすればそれにふつかけて一年以下の懲役又は三万円以下の罰金というような法の運営にもならないとも保証されたいと思います。根本的には私が前に申し上げましたように一部改正としてはおのるけれども、憲法第九條に違反するところの再軍備への第一歩であるという大きな問題から反対をし、法の個々の條文を当つても非常に不備の点がある、こういう点について反対せざるを得ないのでござい

す。

○委員長(河井彌八君) 本案に対して討論はこれで以て盡きたと認めてよろしくございすか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それではさよう認めます。つきましては採決をいたします。

先ず以て楠見委員の提出せられました修正案について、それを問題といたします。賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。さうして決定いたしました。

次に只今の修正案を除いた部分につきましては採決をいたします。賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。従つて本案は修正の通り議決されたものと決定いたしました。つきましては賛成の諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

石原幹市郎 鈴木 直人
楠見 義男 竹下 豊次
横尾 龍

○委員長(河井彌八君) 又本会議における委員長の報告は委員長に御一任を願いたいと思います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時四十九分速記中止

午後零時十二分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。それでは休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時三十九分開会

○理事(鈴木直人君) それではこれから委員会を開きます。

午前中休憩中に専門調査員から説明があつたのでありますが、現在提出審議中の定員法のうちに、外務省の分として更に二十人の増員を追加していただいたのだという意向が非公式に専門調査員のほうに申込みがあつたといふことになりました。それは合同委員会の事務を外務省が行うような形になつたためにさういふふうな新しい要求が生れて来たので、現在幸いに参議院で定員法を審議中だから、その際にそれを修正してもらいたいというふうな意向であつたといふことを聞きました。で、委員の皆さんが相談の結果、それでは午後外務省の係官に来てもらひまして、その内容をお聞きしよう、さういふことであります。で、外務省の係政府委員を呼ぶことになつたわけでありす。まあさういふふうな意味でありますので、外務省の政府委員から一応説明をして頂きたいと思ひます。

○政府委員(三宅喜二郎君) 只今委員長からお話のごとく、行政協定に基きまする日米合同委員会の日本側の事務は関係各省の協力を得まして、外務省においてこれを行うことに、去る三月十八日の閣議におきまして決定いたしました。外務省といたしましては、この事務は国際協力局、具体的に申しますれば国際協力局の第三課において所管せしめるつもりであります。で、この事務はまあ簡単に申しますれば、行政協定の実施上アメリカとの間に必要としまする()の協議と申しますか、相談に關する事務でございまして、日本の国民の間の希望及び日本の関係官庁の希望なり意見なりをここで総合調整いたしまして、それをアメリカ側に持ち出す最後のルートになる次第でございす。その内容をやや詳しく……すでに御承知かと存じまするが、御参考までに申し上げますと、第一には駐留軍の使用いたしまする施設、区域の提供、又その不用になつたものの返還に關する事務、第二に駐留軍の構成員、軍属、家族が公務中にいたしました作為不作為、又は駐留軍の責任に屬すべき事項から発生いたしました非戦闘行為に伴つて発生いたしましたこの損害に対する補償、それから駐留軍の構成員、家族、軍属等が公務執行中でないときに行なつた作為、不作為から生じた損害に対する補償の請求、さういふものの審査に關する事務がございす。それから第三に、進駐軍による又は進駐軍のための物資、需品、役務の調達に關する契約に伴ひましていろいろ紛議が生じまして、それが当事者間の話し合ひできまりませんときには、合同委員会の調停を求めると

とになつておりますが、その調停に關する事務、それから第四番目に駐留軍の必要とする労働は日本政府の援助によつて行うということになつておりますが、その労働の提供に關する援助の事務、それから進駐軍の利用いたしまする輸送や通信のサービスの提供に關する斡旋と申しますか、援助の事務、それからその次に六番目に財務に關する事務でございす。いろいろ免税といふことも行政協定に書いてございすので、實際上やつて行きます場合にいろいろ相談すべき事項もございす。それからこの駐留軍の経費の分担、経費を分担することになつておりますが、その經理、それに伴う經理に關する事務、さういふたまあいろいろ複雑で龐大な事務を取扱わねばならないのでございす。それに要しまする要員といたしまして、外務省といたしましては、三十八名が入用であるといふふう存しております。

この三十八名の中で、十名は四月一日以後廃止されまする地方連絡調整事務局の人員を以て當て、それから八名は二十七年年度の今の申上げましたもの、二十七年年度の予算には載つておつたのでございすが、四月一日から地方連絡が廃止されることになりましたので、これの人員が浮きますので、これを利用する。それから八名はやはり二十七年年度の予算に駐留軍との連絡に當る要員として予定されておりますその八名も使う。さういたしますると十八名、そこですでに予算に載つておる者には十八名があるのであります。二十名が不足して来るわけでございます。従ひまして、この際行政協定の合同委員会の日本側の事務を外務省に担

當いたしますることとなりました結果、二十名がどうしても不足であるといふことで、二十名の増員を希望いたしておる次第でございす。

○楠見義男君 二、三点伺ひたいのですが、一つはこの三十八名の人員の中の十八名については今御説明になりました部内の振替によつて充當するといふことで大体わかりましたが、残りの二十名についての増員、これは予算的にはどの経費からお出しになるのか、この点を先ず伺ひたいします。

○政府委員(三宅喜二郎君) その点は、行政管理庁及び大蔵省と話が、まあ下相談ができておりまして、予備費を以て當てられるということになつておると私は了解しております。

○楠見義男君 それは予備費といふのは、安全保障諸費でなしに、本年度一般會計における予備費として計上されておる二百三十億の中から出るわけですか。

○政府委員(三宅喜二郎君) 私はさうだと了解いたしております。

○楠見義男君 それからもう一点、今お述べになつた事務の内容についてであります。例えば物資、役務等の提供に關する斡旋事務であるとか、或いはその他のサービス事務、これは本来現在のところは調達庁がやつておるのだらうと思ひますが、而も調達庁の仕事は御承知のように直接調達か間接調達か今盛んに問題になつておることは御承知の通りなんですが、そのほうの關係とこれとの關係はどういうことになりすか。本来ならば調達庁があればそのほうの仕事はその役所でやつて然るべきではないかと思ひ

えて今この模様を作つたわけでございます。

○楠見義男君 先ほどお話がありました今年度予算中の予備費から転用する金額はどのくらいですか。

○説明員(小沢武夫君) 現在大蔵省と話し合ひのできておりますのは、総額で九百三万四千円でございます。

○楠見義男君 九百三万四千円というのは、俸給費のほかは初度調弁費とかかそういうものを全部含めてでございますか。

○政府委員(三宅喜二郎君) その通りでございます。二十名の増加分は二十名の人件費と事務費その他を合計いたす。

しまして九百三万四千円になる次第でございます。

○理事(鈴木直人君) それでは外務省に對する質問は一応これで打切ります。

次に文部省から相良政府委員が見えておるんですが、相良政府委員に申し上げます。文部省定員として現在本委員会において審議中の定員法の内容を言いますと、本省としては六万二千五百二十八人となつておるわけです。文化財保護委員会が四百四十六人、こゝいうふうになつて提案されておるのですが、午前中当委員会の休憩中に専門員の方から話がありまして、文部省側として更に現在提出中の定員法の人員として更に三十三人本省の分として増員を

○政府委員(相眞惟一君) 只今委員長からお話がございました三十三名の分でごございますが、これは文部省の附屬機関といたしまして、国立近代美術館を設置いたします予定でございます。

で、それに要する人員の増員をお願いします。

次に文化財保護委員会の五名の分
が、先般前国会におきまして定員法の
改正がございました際に、国立学校等
で研究或いは教育に従事する職員、即
ち教育公務員特例法という法律の適用
を受けますいわゆる教育公務員につき
ましては、整理の対象外とされたわけ
でございますが、その際文化財保護委
員会関係の職員で、同じく教育公務員
特例法の適用を受けております職員が
ございますが、それが整理の対象外に
外されておりませんでしたので、漏れ
た関係上、今回それが五名ございま
すが、定員法の改正をお願いしたい、
こういうわけでございます。

○横見義男君　ちよつと今の御説明でよく了解しないところがあつたんですが、補足して説明を煩わしたいんですが、それは文化財保護委員会における五名の定員の問題は、教育公務員特例法の適用を受ける人間を復活したが、この文化財保護委員会のほうはそれから落ちておつたから、それと均衡を合せるためにと、こういうことなんですが、そうじゃなしに、私どもの委員会では先般の行政整理の際に復活をいたしましたのは、主として科学技術の研究に従事する者で、特に文部省直轄のものをいたしまして、或いは学校に附屬しておるものについては実は孫関係になります、そういうものについてははなから第二段に考えたんですが、文化財のほうは丁度文部省の直轄の附置研究機関の研究員と同じような立場にあるのかどうか、その点を補足して御説明願いたいのです。

○政府委員(相良惟一君) 確かに只今の御意見は御尤もだと存じますけれども

も、同じく教育公務員特例法の適用を受けます職員が、たゞく片方が学校に附置されている研究所であり、片方は文化財保護委員会に附置されておる研究所の研究員である、そういうような關係上、片方が整理の対象となり、片方は整理の対象にならなかつたという点は、いささか均衡を失うと考えると、こゝで、この際お願いしたいと、こういうふうな考えておるわけでございます。

○三好始君 国立近代美術館の予算關係はどうなっておりますか。

○政府委員(相良惟一君) 昭和二十七年
年度におきまして一億円の予算を計上
してございます。

○三好始君 それは三十三名の増員と
 どういう関係にあるのですか。増員を
 予定した予算がすでにできておるので
 すか、或いは増員に要する予算は別途
 更に何らかの措置を講じ得るような状
 態になっておるのですか。

○政府委員(相良惟一君) その一億四千万の中に人件費を計上してございます。

○楠見義男君 国立近代美術館について

でもう少し内容的に具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員（相良惟一君） 国立近代美

と、我が国における明治以降の美術その他近代美術の代表的作品を収集いたしまして、常時陳列し、一般の観覧に供するというのが第一の狙いでございます。そうして單なる靜的な陳列場面に終らせないで、動的に美術を國民の實生活に結び付けるためのいろいろな催し物、広い意味の社会教育施設としたい。

と、こういうふうに考えております。

即ち、美術を通じて国民の教養である

とか、文化、その他の向上に役立つような施設にしたいというのが狙いでございます。

○精英義勇軍 その振舞ひが、唯諒明は伺つたのですが、具体的に……、東京に置くことはわかりますが、どこにどういうふうにしてやるかという運営と云いますか、そのほうを伺いたいです。

○政府委員(林虎一君) 場所は二十六年度の予算を以ちましてすでに買収済でございます。即ち、京橋にございましてところの日活の本社を文部省が買収いたしまして、目下内部を美術館としてふさわしいようなものにするようにしてございまして、一先、一先、元は

に手を加えております。それで先ほど申しました、そこに絵画その他のものを陳列する予定でございますが、それらはずつと明治の中葉から即ち政府買上品として文部省が持っておりますところの美術品が総数二百七十八点ございます。これらにつきましては非常に

で、非常に私も困つておりまして、この二百七十八点を先ず手始めに

この美術館に展覧すると、こういう考
えでおります。

○三好始君 国立近代美術館の予算と

三十三名の増員との関係なんです、二十七年度の予算ですでに成立してあるのであれば、定員法の一部改正法律

案を政府は提出する際に当然に国立近代美術館に必要な職員は法律案の中に
出ておらなければいけないのが、なぜ
今回修正の形でこれを出さなければい
けないようになったのか、その辺の

事情がちよつと腕に落ちないので
が……。

○政府委員(相原惺二君) 今回ご質問のほうで御審議願っております文部省の設置法改正の附則におきまして、行政

機関職員定員法の一部改正をお願いしておりますが、その中に三十三名は計上してございます。

○理事(鈴木直人君) 僕からぢよつとお聞きしますが、現在提出されておる文部省設置法の一部を改正する法律案

の五十三條の六号に文部省の定員法の改正があつて、今の説明によると、その附則による定員法の改正の中には三

十三名が含まれておるといふことであるならばそれでよいのではないですか。ちよつと速記をとめて。

「速記中」

○理事(鈴木直人君) 速記を始めて……
そうしますと、衆議院から修正して送

一部を改正する法律案の五十三條の第六号の人数の中には三十三名はすでに

○政府委員(相原惟一君) 只今委員長

す。
○三好始君 ちよつと速記をとめて下

○理事(鈴木直人君) 速記をとめて。
午後三時十八分速記中止

午後三時三十四分速記開始

始めて……文部省に対する御質疑は、
ございませんか……それでは文部省の関

係はこれで終ります。本日の委員会は

これで終りにしてよろしくございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○理事(鈴木直人君) それではこれを以て散会いたします。

午後三時三十五分散会

四月十九日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、恩給不均衡是正に関する請願
(第一六二〇号)(第一六三三三号)
(第一六四四号)(第一六五一号)(第一六五三三号)(第一六六六号)
- 一、東北海運行政機構存置に関する請願(第一六二九号)
- 一、元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(第一六三〇号)(第一六七九号)
- 一、軍人遺家族等の恩給復活に関する請願(第一六三二号)(第一六六七号)(第一六八〇号)(第一六八三三号)
- 一、軍人遺族扶助料復活に関する請願(第一六三三三号)(第一六三三三号)(第一六三三三号)
- 一、中小企業存置に関する請願(第一六五七号)(第一六六九号)
- 一、養護教諭等の前歴を恩給年数に加算の請願(第一六六八号)
- 一、元軍人恩給復活に関する請願(第一六八一号)
- 一、元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(第一六八九号)
- 一、軍人遺家族等の恩給復活に関する請願(第一八七号)(第一八九二号)
- 一、元軍人恩給復活に関する請願(第一九〇四号)

第一六二〇号 昭和二十七年四月五日受理

恩給不均衡是正に関する請願
請願者 兵庫東美方郡温泉町井土九三二 松元憲太郎
外二百三十九名

紹介議員 赤木 正雄君
昭和二十三年六月以前に退職した公務員と七月以降に退職した公務員とにおいて、何等条件が異なることがないのに、現行恩給法による恩給受給額が四十パーセントから違うという不均衡があるのは不合理であるから、すみやかにこの不均衡を是正せられたいとの請願。

第一六三三三号 昭和二十七年四月五日受理

恩給不均衡是正に関する請願
請願者 長野県更級郡篠ノ井町 三沢義男外三百八十三名

紹介議員 宮本 邦彦君
恩給法は、終戦後数回改正され恩給額もその都度増額されたが、いまだ退職年次割による恩給の不均衡が是正されないため、旧恩給受給者の受給額と新恩給受給者の受給額は同一条件でありながら、前者は後者の約四十パーセントに過ぎず、旧恩給受給者は現在の物価高にあはなはだ苦しい生活を続けている実情であるから、すみやかにこの不均衡を是正せられたいとの請願。

第一六四四号 昭和二十七年四月七日受理

恩給不均衡是正に関する請願
請願者 長野県上水内郡北小川村 小林満幸外十四名

紹介議員 池田宇右衛門君

恩給法は、終戦後数回改正され恩給額もその都度増額されたが、いまだ退職年次割による恩給の不均衡が是正されないため、旧恩給受給者の受給額と新恩給受給者の受給額は同一条件でありながら、前者は後者の約半分に過ぎず、旧恩給受給者は現在の物価高にあはなはだ苦しい生活を続けている実情であるから、すみやかにこの不均衡を是正せられたいとの請願。

第一六五三三号 昭和二十七年四月九日受理

恩給不均衡是正に関する請願
請願者 熊本県宇土郡宇土町二二五 加悦甫短外二百二名

紹介議員 城 義臣君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一六六六号 昭和二十七年四月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願
請願者 岐阜県恵那郡中津川町 中津川 花田慶太郎外二百六十六名

紹介議員 伊藤 修君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一六七九号 昭和二十七年四月十日受理

恩給不均衡是正に関する請願
請願者 大阪府住吉区住吉町一五〇 天野正儀外一千三百十名

紹介議員 左藤 義詮君
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第一六二九号 昭和二十七年四月五日受理

東北海運行政機構存置に関する請願
請願者 福島県議会内 伊藤義一
紹介議員 木村 守江君
東北地方は、全国屈指の未開発天然資源地帯であり、加うるに広大な海域をもち、その豊富な水産資源は、地上資源の開発と相まって戦後わが国の産業経済発展に寄与しているところ極めて大なるものがあるとき、海運行政もまたこの線にそって一層の拡充強化が必要であるにもかかわらず、伝えられる行政機構改革による地方部局の整理は、東北海運行政の現状を無視する措置であるから、現在の機構を存置せられたいとの請願。

第一六三〇号 昭和二十七年四月五日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願
請願者 東京都文京区元町一ノ一五 芳賀栄太郎

紹介議員 中山 壽彦君
老齢者である元軍人は、終戦後恩給を停止されたので、老骨を励まし六箇年余あらゆる苦痛に堪え今日まで生活をしてきたのであるが、老齢で余命もいくばくもなく、労働はもろ論できない実情であるから、一日もはややくこれら元軍人老齢者の恩給を復活せられたいとの請願。

第一六六七号 昭和二十七年四月十日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願
請願者 愛媛県越智郡亀岡村大字種二ノ一、三五八 渡部繁成外三十八名

紹介議員 柏木 庫治君

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

老齢者である元軍人は、終戦後恩給を停止されたので、老骨を励まし六箇年余あらゆる苦痛に堪え今日まで生活をしてきたのであるが、老齢で余命もいくばくもなく、労働はもろ論できない実情であるから、一日もはややくこれら元軍人老齢者の恩給を復活せられたいとの請願。

第一六三三三号 昭和二十七年四月五日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 和歌山市洲崎町二 西岡忠治外二百六十六名

紹介議員 徳川 頼貞君
講和條約の発効を機に、国家の信義と傷い軍人の名譽にかけてすみやかに軍人恩給法による恩給を復活せられたい。なお、恩給権者および受給資格者の窮状にかんがみ、なるべく早くこれが実現を図るとともに、支給停止期間中の恩給扶助料の支給等についても善処せられたいとの請願。

第一六六八号 昭和二十七年四月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願(二通)
請願者 東京都世田谷区三軒茶屋町一四五 高橋隆郎外三十四名

紹介議員 下條 恭兵君 大野 幸一君
この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

第一六八〇号 昭和二十七年四月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷笹塚一、三八五 土橋勇逸外十名

この請願の趣旨は、第一六三三三号と同じである。

紹介議員 栗栖 杜夫君

講和條約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特令に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止または制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齡軍人に対する恩給を復活せられたいとの請願。

第一六八三号 昭和二十七年四月十二日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する請願（二通）

請願者 東京都杉並区上高井戸四ノ九四一 武藤当次郎外六十一名

紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一六三二号 昭和二十七年四月五日受理

軍人遺族扶助料復活に関する請願

請願者 神奈川県平塚市富士見町一、六三〇 芳賀つる

紹介議員 西郷吉之助君

請願者は、元軍人の夫死亡後その扶助料によつてかろうじて生活を續けてきたところ、終戦とともに唯一の糧である扶助料を停止されたまま、あらゆる苦勞とたたかつて今日まで生きてきたが、よる年なみで最早や耐乏の局限に到達しているから、講和発効を機会にこれらの者に対する軍人遺族扶助料を復活支給せられたいとの請願。

第一六三三号 昭和二十七年四月五日受理

軍人遺族扶助料復活に関する請願（三通）

請願者 東京都世田谷区松原町四ノ一八六 上村トヨ外二名

紹介議員 中山 壽彦君

この請願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

第一六三四号 昭和二十七年四月五日受理

軍人遺族扶助料復活に関する請願（七通）

請願者 東京都杉並区大宮前五ノ二九一 工藤みを外八名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

第一六五七号 昭和二十七年四月十日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町東城信用組合長 古河長水外一名

紹介議員 山田 節男君

政府は行政機構改革に伴い、中小企業庁を廃止し、これを内局に変更する方針を樹て、すでに閣議決定を見た由であるが、大企業と中小企業を同一行政庁で取扱うことは本質的に無理があり、双方の対立を生ずる虞がある。また中小企業は複雑多岐にわたる業態であるから、その育成助長には専門的な調査研究が必要であるから、わが国経済の中核体である中小企業の振興発展のため、中小企業庁を現在通り存置せられたいとの請願。

第一六六九号 昭和二十七年四月十二日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 新潟市一番堀通町五、九二三ノ一 新潟県商工信用協同組合理事長 阿部隆治外三名

紹介議員 田村 文吉君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一六六八号 昭和二十七年四月十二日受理

養護教諭等の前歴を恩給年数に加算の請願

請願者 大阪市天王寺区勝山通二ノ二二七 藤井すゑ

紹介議員 左藤 義詮君

学校看護婦および養護婦は、一般教職員の場合における代用教員、代用保母に相当するにもかかわらず、代用教員、代用保母は教職員に任用され、前者は嘱託となつてゐるのは不合理であるから、今回の恩給法改正に當つては、養護教諭職の制定以前の勤務年数および制定後の勤務年数を恩給年数に加算せられたいとの請願。

第一六八一号 昭和二十七年四月十二日受理

元軍人恩給復活に関する請願（三通）

請願者 東京都杉並区和泉町三〇七 中子徳一外六十名

紹介議員 深川タマエ君

講和條約の発効、日本国の自主権回復とともに恩給法の特例に関する法律を撤廃し、恩給を停止されている元軍人に對し、すみやかに一般文官同様の恩給を復活支給せられたいとの請願。

第八六九号 昭和二十七年四月五日受理

元軍人老齡者の恩給復活に関する陳情

陳情者 北海道函館市時任町二、三 成田健太郎

老齡者である元軍人は、終戦後恩給を停止されたので、老骨を勵まし六箇年余あらゆる苦痛に堪へ今日まで生活をしてきたのであるが、老齡で余命もいくばくもなく、労働はもた論できない実情であるから、一日もはやくこれら元軍人老齡者の恩給を復活せられたいとの陳情。

第八八七号 昭和二十七年四月七日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 福岡市六月田町七三 向野守彦外九名

講和條約の発効を機会に、戦没者遺家族、傷い軍人、一般軍人軍属およびその家族等に対する恩給を復活せられたいとの陳情。

第八九二号 昭和二十七年四月八日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 滋賀県大津市了徳町二〇 水谷松次郎外九十名

軍人遺族等は昭和二十一年勅令第六十八号により恩給の支給を停止されているが、講和條約発効を機に同法令を廃止せられ軍人遺族等に對し文官の恩給率に準じすみやかに再支給せられたいとの陳情。

第九〇四号 昭和二十七年四月十日受理

元軍人恩給復活に関する陳情（四十通）

陳情者 愛媛県越智郡菊間町大字池厚 背孝男外二十名

元軍人の恩給が停止され、文官の恩給が支給されていることは不公平であるから、元軍人に対する恩給を復活せられたいとの陳情。